

境港市特別医療費助成条例（昭和48年境港市条例第19号）別表第 1 号から第 3 号まで、第 7 号及び第 8 号の規定による身体障害者、知的障害者及び精神障害者に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

委員会規則第 3 条第 1 項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	鳥取県
3. 市区町村名	境港市
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	108-1：重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	境港市特別医療費助成条例（昭和48年境港市条例第19号）別表第 1 号から第 3 号まで、第 7 号及び第 8 号の規定による身体障害者、知的障害者及び精神障害者に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第 1 の項	84	
③番号法別表第 2 の項	108	
④番号法第 9 条第 2 項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		境港市個人番号の利用等に関する条例 別表第 1 第 4 の項境港市特別医療費助成条例別表第 1 号から第 3 号まで、第 7 号及び第 8 号の規定による身体障害者、知的障害者及び精神障害者に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの 境港市特別医療費助成条例（昭和48年境港市条例第19号）別表第 1 号から第 3 号まで、第 7 号及び第 8 号の規定による身体障害者、知的障害者及び精神障害者に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第 1 条	境港市特別医療費助成条例（昭和48年境港市条例第19号）第 1 条

⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	この条例は、身体障害者その他特に医療費の助成を必要とする者の医療費について助成することにより、これらの者の健康の保持及び生活の安定を図り、もってその福祉を増進することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		境港市特別医療費助成条例境港市特別医療費助成条例施行規則（昭和48年境港市規則第7号）

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項1号	境港市特別医療費助成条例第6条第1項
事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付（自立支援医療費及び高額障害福祉サービス等給付費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第四十三条の五第六項に規定する場合に支給するものに限る。）を除く。）の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	境港市特別医療費助成条例第6条第1項の規定による受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項1号 [□]	境港市特別医療費助成条例施行規則第5条第2項第4号及び第6号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項1号 ^ハ	境港市特別医療費助成条例施行規則第5条第2項第4号及び第6号

②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項1号ト	境港市特別医療費助成条例施行規則第5条第2項第4号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項1号チ	境港市特別医療費助成条例施行規則第5条第2項第6号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

特定個人情報5

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項1号リ	境港市特別医療費助成条例第2条第1項
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報

備考	
----	--

届出情報

独自利用事務の対象者	
番号法第9条第2項の条例に規定した日	

保護評価の実施の有無	
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	